

(平成23年5月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月

私は、平成元年12月に会社を退職して両親の住所地の市に帰郷し、翌月の2年1月に地元の会社に就職するとともに、別の市に転出した。その後、転勤に伴い同じ市内で更に転居したが、その転居先に国民年金保険料の納付書が送付されてきたため、当該転出先の市で1か月分の未納保険料を支払ったことを覚えているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年12月4日にその両親の住所地の市に払い出されており、戸籍の附票により、申立人は当該市に転入した日から約1か月後の2年1月15日には別の市に転出していることが確認できることから、申立人は、その両親の住所地の市に転入後すぐに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は1か月と短期間である上、申立人に対し、平成3年1月14日に過年度納付書が発行されていることが確認できること、及び申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、結婚した同年10月頃、転出先の市役所の国民年金係において、「ここでは納付できないので、金融機関で納付するように。」と言われ、送付されてきた納付書で納付したことを具体的に述べているほか、申立人が納付したとする金額は、当時の保険料額と近似していることを踏まえると、申立期間の国民年金保険料を過年度納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を51万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月18日

私が申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、事業主が申立期間当時に社会保険事務所（当時）に提出した賞与支払届において、私の分の届出が漏れていたため、同保険料が納付されていない記録となっている。その後、同事業所が届出漏れを認め、年金事務所に私の分の賞与支払届を提出したものの、時効により、厚生年金保険の給付額には反映されないと説明を受けた。しかし、保険料は賞与から控除されているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する申立期間に係る賃金台帳により、申立人は、51万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に社会保険事務所に提出した賞与支払届において、

申立人に係る届出が漏れていたと認め、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る標準報酬月額記録については30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年8月1日まで

申立期間に係る標準報酬月額については、私がA社の給与から控除されていた保険料額に比べ低くなっている。

このことは、私が保管している給与支給明細書で分かるので、申立期間の標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間における標準報酬月額については、申立人が保管している給料支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、いずれも30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所では、当時の関係資料等を保管しておらず、申立期間における保険料の控除状況等は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 61 年 3 月まで

私は、病気治療のために会社を退職した昭和 57 年 11 月頃、当時の住所地の市において、国民健康保険及び国民年金の加入手続を行った際、国民年金保険料については、納付が困難であったため免除申請を行った。その後も転居する都度、転居先において免除申請をしたにもかかわらず、免除期間に係る記録が昭和 61 年度からとなっているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 5 月 15 日に元配偶者と夫婦連番で市に払い出されている上、市の国民年金被保険者名簿により、申立人及び元配偶者は、共に同年 8 月 16 日に国民年金の加入手続を行い、同年 4 月から申請免除とされていることが確認でき、当該加入手続の時点では、申立期間は過年度となり、制度上、免除申請できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立人の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 から 61 年 3 月 まで

私は、大学生の頃から国民年金に加入し、私の母が当時の集金人に国民年金保険料を持参して納付していた。領収書や源泉徴収票は保管していないが、必ず納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 1 月 23 日に当時の住所地の町（現在は、市）に払い出されていることが確認できる上、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行い、54 年 4 月 1 日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認でき、当該加入手続時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間の一部は過年度保険料となるため、集金人に納付できなかったものと考えられるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、町の国民年金被保険者名簿の納付記録台帳欄には、申立期間である昭和 54 年度から 60 年度にかけて斜線が引かれ、「未納」と記載されていることが確認できる上、申立人がその後に転居した住所地の市が保管している「国民年金納入状況報告書」（昭和 61 年 9 月 22 日に転居前の町が作成）の納付状況欄には、「54. 4～61. 3 未納」と記載されていることが確認でき、申立期間当時、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 から 60 年 12 月 まで

申立期間当時は自営業であったため、国民年金保険料を納付できない時期があったが、その後景気が良くなり、私の亡夫が、納付できなかった分をまとめて納付したことを覚えている。亡夫が夫婦二人分をまとめて納付した金額は 20 数万円であったことを覚えているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その亡夫が申立期間後に、夫婦二人分の国民年金保険料として 20 数万円を納付したと述べているところ、領収済通知書を調査した結果、申立人及びその夫が昭和 63 年 4 月 4 日に、申立期間直後の 61 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料として各々 10 万 5,420 円（夫婦合計 21 万 840 円）を過年度納付していることが確認できるものの、申立期間に係る保険料の納付は確認できないことを踏まえると、その亡夫が納付した国民年金保険料は、申立期間の保険料ではなく、63 年 4 月 4 日に過年度納付した保険料と考えるのが自然である。

また、上記過年度納付した時点では、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 1 日から 46 年 7 月 28 日まで

私は申立期間中、A社のB事業所で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所の正社員として働いていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、申立人が昭和 42 年 12 月 1 日から 46 年 7 月 27 日までの間、「A社B事業所」に雇用されていることが確認できる。

しかし、オンライン記録では、A社及びB事業所などという名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、商業登記簿謄本では、昭和 42 年 7 月 15 日に設立登記されたA社が、58 年 11 月 1 日付けで解散登記されており、申立人が氏名を挙げた元事業主は、登記簿上の代表取締役の氏名と一致するものの、その所在は不明である。

さらに、申立人が氏名を挙げた申立期間当時の元同僚二人から聴取した結果、「私は、昭和 42 年 6 月頃から 46 年頃にかけてB事業所で勤務しており、申立人の氏名を覚えている。しかし、A社は当時から、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことを承知している。」「私も昭和 42 年頃から 46 年頃までの間、A社で勤務している。同社が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことは、社会保険事務所（当時）の説明を受けて納得している。」などと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 8 日から 36 年 8 月 7 日まで

私は申立期間中、A社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が申立事業所の正社員として働いていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、同じ職種であったとして氏名を挙げた元同僚のうち、連絡の取れた一人の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録により、当該同僚のA社に係る厚生年金保険の被保険者資格記録が昭和36年5月2日から37年12月17日までの間確認できるところ、この元同僚は、「申立人は、既に入社していた私よりも後から入社し、私よりも先に退職したことを覚えている。」と供述している。

また、申立事業所では、当時の関係書類を保管しておらず、また、申立期間当時の社会保険事務担当者であったとする元事業主の妻は既に死亡していることなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

さらに、前述の元同僚は、「私は、申立事業所へ入社してすぐには厚生年金保険に加入させてもらえず、また、私は入社から3か月ほど後になって健康保険証をもらったことを覚えている。」と供述しており、当該事業所では、一部の従業員を勤務期間のとおりには厚生年金保険に加入させていなかった可能

性がある。

さらに、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿に記載されている元同僚のうち、連絡の取れた二人は、いずれも申立人の氏名を覚えていないとするのみであり、申立てに関する供述等を得られない。

加えて、前述の被保険者名簿では、申立期間中、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年6月頃から同年10月頃まで  
② 昭和24年11月頃から27年2月8日まで

申立期間①及び②については、私が、それぞれA社、B社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、いずれの事業所でも社長宅に住み込み、正社員として働いていたので、厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている元同僚一人の供述から、期間を特定することはできないものの、申立人がA社の社長宅で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該同僚は、「申立人は、申立事業所の横にあった社長宅での仕事、女中のようなことをしていたと思う。」と供述するとともに、連絡の取れた別の二人は申立人の氏名は覚えていないとするのみであり、申立てに関する供述等を得られない。

また、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間の途中の昭和24年9月1日であることが確認できる。

さらに、現存する申立事業所では、当時の関係資料を保管しておらず、元事業主も既に死亡していることなどから、申立期間①における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

加えて、前述の被保険者名簿では、申立期間及びその後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠

落したとは考え難い。

次に、申立期間②については、元同僚の供述から、期間を特定することはできないものの、申立人がB社の社長宅で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、B社は申立期間の後の昭和31年11月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった以降に被保険者資格記録が確認できる前述の元同僚は、「私が申立事業所に入った昭和26年頃には、申立人は既に当該事業所の社長宅で家事手伝いをしていた。しかし、申立人を雇用していたのが申立事業所であったか分からない。」と供述している上、申立人が申立期間②当時に、当該事業所で一緒に勤務していたとして氏名を挙げた元同僚5人及び元事業主のいずれにも当該期間における被保険者資格記録が確認できない。

さらに、申立事業所は平成11年3月31日付けで適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡していることなどから、申立期間②における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

このほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の申立期間①及び②に係る被保険者記録は無いとともに、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。